

特別児童扶養手当認定請求のご案内

(必要書類は1ヵ月以内の日付のものに限る)

認定請求書

戸籍謄本または抄本…請求者と対象児童の分（外国人の方は登録済証明書）

世帯全員の住民票（謄本）…請求者と対象児童の属する世帯分

※同じ住所に世帯分離している世帯がある場合は、その世帯全員の住民票も必要です

家族全員の個人番号（マイナンバー）

※同じ住所に世帯分離している世帯がある場合は、その世帯の者の個人番号

特別児童扶養手当用診断書（所定の様式）

※診断書の作成日は、原則として認定請求日から2ヵ月以内

※知能指数等の判定年月日は、診断書作成日から概ね1年以内が有効

振込先口座申出書

郵便局または銀行の通帳（請求者名義のものに限る）

印鑑（認め）

●戸籍及び住民票は、無償交付できますので、こども家庭係にお声かけください。

【対象者のみ必要書類】

（児童と請求者が別居している場合）別居監護申立書

※地区担当民生委員の証明、また在学・在籍証明書が必要な場合があります。

その他、状況に応じて必要書類を提出していただく場合があります。（原発避難の方など）

【所得制限について】

下記の対象年の所得を審査し、生計中心者又は扶養義務者が制限限度額以上の所得を有する場合は支給を停止します。（限度額表は、しおりをご覧ください）

a 書類提出月	b 所得審査の対象年月
令和5年1~6月	令和4年度所得（令和3年1~12月分所得）
令和5年7~12月	令和5年度（令和4年1~12月分所得）

（事務担当：こども家庭課 こども家庭係 TEL 0244-37-2204）